

農林発第389号
令和7年8月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	一宮下町地区 (下町、東丁、宇和山、中分、舟戸、福正、赤坂、開拓、谷又、町分、西分、西丁1、西丁2、西丁3、西丁4、東丁僧津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・この地域は高齢化や担い手不足が深刻で、70歳代でも若手と言われている。
 - ・専業農家も、今の規模を維持するのが精一杯で、農地の貸し手はあるが借り手がない。条件の悪い農地は借り手もなく、耕作放棄地になる恐れがある。
 - ・山間部も多く、鳥獣被害も多い。
 - ・新規就農者自体が少なく、農業者も減っている。
 - ・水利が整備させているが老朽化しており、災害が起こると農業者だけでは直せない。
 - ・農作物の価格転嫁が必要である。
- 主な作物: 水稻、ブロッコリー

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりを行う。
- ・夏は水稻に向いているが、冬はブロッコリー、かぶらなどの野菜に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	112.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年8月6日～8月20日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

下町本丁249番2 313m²、下町本丁249番3 350m²

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促していくことにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地の貸借について農地中間管理機構を通じて行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・アグリサポートの活用などの周知を図り、補助体制の整備を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやサルの被害が拡大しないように防止柵や檻を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。